

## 事業の目的

### 第1条

株式会社ホームケアべんり堂が開設する”べんり堂みんなの家”(以下、「事業所」という。)が行う通所型サービス(総合事業)地域密着型通所介護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、事業を提供することによって利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかることを目的とする。

## 運営方針

### 第2条

- 1 事業所の生活相談員その他の従事者(以下、「生活相談員等」という。)は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの適切方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでないとならない。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 事業所の名称

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 べんり堂 みんなの家
- (2) 所在地 徳島市北矢三町2丁目3-26

## 従事者の職種・員数及び職務内容

第4条 事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、事業所の従事者及び利用者の相談業務を行う。
- (3) 看護師 1名以上  
看護師は、利用者の健康管理・機能訓練業務を行う。
- (4) 介護職員 2名以上  
介護職員は、事業所内での利用者の日常生活の援助・支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

## 営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。  
但し、12月31日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。  
なお電話等により常時連絡等が可能な体制とする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後4時00分  
延長サービス時間 午後16時00分～午後20時00分

## 利用定員

第6条 事業所の利用定員は18名とし、これを超えてサービスの提供を行ってはならない。

## サービス内容

第7条 事業所の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 生活指導・相談援助
- (3) 機能訓練
- (4) 介護・入浴介護
- (5) 給食
- (6) 介護方法等の指導
- (7) 健康状態の確認
- (8) その他、必要と認められるサービス

## 利用料その他必要な費用の額

第8条

- 1 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、介護負担割合証の記載の額とする。
- 2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
  - (1) おむつ代 実費
  - (2) その他利用者に負担させることが適当と認められる費用
  - (3) 食費として600円の自己負担
- 3 前項に規定する費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

## 通常の事業の実施地域

第9条 通常の事業の実施地域は、徳島市とする。

## サービス利用にあたっての留意事項

第10条

利用者はサービスの利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いには十分注意することとし、所定の場所以外では喫煙を控えること。
- (2) 事業所内の機器の取り扱いに当たっては、常に適正な使用に努めること。
- (3) その他、他の利用者の迷惑になる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

## 緊急時における対応方法

第11条

- 1 生活相談員はサービスの実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じ臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

## 非常災害対策

第12条

防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難・救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期さなければならない。

## 衛生管理等

### 第 13 条

- 1 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な処置を講ずるよう努めなければならない。

## その他運営に関する重要事項

### 第 14 条

- 1 事業所は生活相談員等の資質の向上を図るため、研修機会を次の通りに設けるものとし、また、業務態勢の設備を行うものとする。
  - (1) 採用時研修 採用時から3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 生活相談員等は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるものの他、運営に関する重要事項は、株式会社ホームケアべんり堂と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

## 虐待防止に関する事項

### 第 15 条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」を行う。

附則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。  
この規約は、令和5年5月17日から施行する。  
この規約は、令和6年1月1日から施行する。